

大洗町災害見舞金について

3月11日の東日本大震災で下表の被害を受けた方々に対し、大洗町条例に基づき災害見舞金が支給されます。申請の受付を役場1階ロビーにて4月18日(月)より開始いたします。

申請される方が多数見込まれることから、4月中においては、次のとおりの地区別で申請を受付いたします。

4月18日(月)~20日(水)	明神町、東光台、汐見ヶ丘、一丁目、二丁目、仲町
4月21日(木)、22日(金)、25日(月)	金沢町、通町、新町、磯道、五反田、松ヶ丘、二葉、祝町、永町、髭釜町、桜道
4月26日(火)~28日(木)	大貫地区、夏海地区
申請受付は平成23年6月30日(木)までとなっています。	

- 申請が必要です。申請には次の書類が必要です。
 - ①災害証明書(役場税務課にて発行しています)
 - ②印鑑
 - ③預金通帳の写し(ゆうちょ銀行を除く世帯主・負傷者・遺族の通帳)
 - ④災害届書(役場福祉課にあります)
 - ⑤診断書(1ヵ月以上の入院加療を要する負傷場合のみ)
- ※状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

被災の程度と対象者	見舞金額	必要書類
死亡された方の遺族1人	1人につき10万円	①、②、③、④
1ヶ月以上の入院加療を要する負傷をした方	1人につき5万円	①、②、③、④、⑤
居住していた住家が全焼又は全壊した世帯の世帯主	1世帯につき7万円	①、②、③、④
居住していた住家が半焼又は半壊した世帯の世帯主	1世帯につき5万円	①、②、③、④
居住していた住家が床上浸水した世帯の世帯主	1世帯につき5万円	①、②、③、④
居住していた住家が床下浸水した世帯の世帯主	1世帯につき1万円	①、②、③、④

問合せ 福祉課 (内線 151・152)

茨城県災害見舞金について

茨城県では、今回の災害により次の被害を受けた方に対して見舞金を支給します。

居住していた住家が半壊した世帯の世帯主	1世帯につき3万円
居住していた住家が床上浸水した世帯の世帯主	1世帯につき2万円

●大洗町災害見舞金の半壊・床上浸水の申請をされた方が自動的に対象となります。

問合せ 福祉課 (内線 151・152)

4月分上下水道料金の減額について

この度の震災により、水道が断水し大変ご迷惑をおかけしました。つきましては、4月分の上下水道料金を全世帯基本料金分減額いたします。なお、津波等災害世帯(災害対策本部調査より)は全額減免といたします。

問合せ 上下水道課 営業係 267-5125

税務課からのお知らせ

東日本大震災の影響により、平成23年度固定資産税の納税通知書の発送等が下記のとおり変更になります。

内 容	変更前	変更後
納税通知書の発送	4月中旬	5月中旬
第1期(全期)の納期限	5月2日	5月31日

問合せ 税務課 固定資産税係 (内線 144・145)

生きがい活動支援担当員の募集!

生きがい活動では、概ね65歳以上の高齢者を対象に、創作活動や趣味活動、レクリエーション等利用者が1日楽しく過ごせるような活動を行っています。

現在、一緒に活動していただける生きがい活動支援担当員を下記の通り募集しています。経験は問いませんので、高齢者の方々と楽しく活動していただける方をお待ちしております。

- 業務内容 生きがい活動業務全般
- 要件 ヘルパー2級をお持ちの方で高齢者の方々と楽しく関れる方
- 年齢 55歳ぐらいまで
- 勤務時間 8:30~16:00(約月10日間)
火曜日・木曜日(毎週)
水曜日(第2、4週)
- 賃金 時給 800円
- 締め切り 4月22日(金)
- 問合せ 社会福祉協議会 266-3021

大洗わくわく科学館からのお知らせ

大洗わくわく科学館はこの度の地震と津波により、館内が浸水の被害を受け、臨時休館とさせていただいておりましたが、この度、建物の安全が確認されました。つきましては、部分的ではございますが準備が整いましたので、津波の被害を免れた2階部分を中心に4月19日(火)より開館させていただきます。

入館料につきましては、当面の間、無料とさせていただきます。

また、4月19日(火)~24日(日)まで科学技術週間イベントを開催いたします。参加費は無料です!皆様のご来館お待ちしております。

問合せ 大洗わくわく科学館 267-8989

親と子どもの相談室『すくすくなぎさ』

相談日 毎週月曜日~金曜日(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

時間 10:00~19:00(4月は17:00まで)
場所 大洗町漁村センター1階(中央公民館内)

※秘密は守ります。相談は無料です。

★大学教授(臨床心理士)・臨床心理士・元生徒指導相談員の専門の先生方が相談に応じます。

問合せ 大洗教育センター 267-5111(内線 390)

弁護士による電話無料法律相談(震災110番)

東日本大震災に関する相談のみ、以下のとおり電話相談を実施。

実施期限 4月28日(木)まで
受付日時 毎週月曜日から金曜日の午後1時から午後4時まで

相談料 無料(ただし、通話料は相談者の負担となります。)

受付番号 029-222-7073 または
029-222-7072

問合せ 茨城県弁護士会 221-3501